

国民健康保険料の納付方法

口座振替による納付

金融機関(ゆうちょ銀行を含む市委託契約先金融機関)の指定口座から毎月27日(土・日、祝日の場合は翌営業日)に引き落とされます。ただし、12月と2月は25日です。口座振替での納付は、安心・確実です。金融機関、郵便局、保険課窓口または保険収納課窓口で申し込みができます。

金融機関、郵便局およびコンビニでの納付

所定の納付書により、金融機関、郵便局およびコンビニエンスストアで納める方法です。

スマートフォン決済アプリサービス

納付書に印字されているバーコードを専用アプリで読み取ることで、即時に納付ができるスマホ決済サービスです。手数料は無料です。

(対応しているアプリ…PayB・PayPay・LINEPay・FamiPay)

特別徴収(年金からの天引き)による納付

世帯主を含む国保加入者がすべて65歳以上75歳未満の世帯の保険料は原則として世帯主の年金から徴収します。

ただし、次の要件のいずれかにあてはまる世帯は特別徴収にはなりません。

- ▽世帯主が擬制世帯主であること
- ▽受給している年金が年額18万円未満であること
- ▽世帯主の介護保険料が特別徴収されていないこと
- ▽介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えていること

注 擬制世帯主…国民健康保険の被保険者でない者が世帯主となっている世帯(擬制世帯)の世帯主

軽減判定所得基準の変更

国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の軽減判定の所得基準が改められました。これにより本市でも国民健康保険料の軽減判定の所得基準を次のとおり変更しています。

- ①基礎控除が43万円となります。
- ②軽減判定の所得基準に被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。

国民健康保険料における軽減判定基準の変更点

令和2年度		令和3年度	
7割	1世帯当たりの所得 ≤ 33万円	7割	1世帯当たりの所得 ≤ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数注-1)
5割	1世帯当たりの所得 ≤ 33万円 + (28.5万円 × 被保険者数)	5割	1世帯当たりの所得 ≤ 43万円 + (28.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数注-1)
2割	1世帯当たりの所得 ≤ 33万円 + (52万円 × 被保険者数)	2割	1世帯当たりの所得 ≤ 43万円 + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数注-1)

注 給与所得者等とは次のいずれかの条件を満たす方になります。

- (1) 給与等の収入金額が55万円を超える方
- (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- (3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

備 被保険者には国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人で、国民健康保険の資格喪失以降も継続して同一世帯に属する人も含む。

国民健康保険のお知らせ

保険料の金額や計算方法

問 保険課 TEL 06-6992-1545

保険料の納付の相談

問 保険収納課 TEL 06-6992-1537、1538

国民健康保険料が決定しました

令和3年度の国民健康保険料納入通知書を6月中旬ごろに被保険者の各世帯に郵送します。

令和3年度の保険料率および保険料の計算方法は、下記に記載していますが、国民健康保険料は基礎賦課分(医療分)、後期高齢者支援金等賦課分(後期分)、介護納付金賦課分(介護分)(40歳以上65歳未満の人のみ)に区分されます。医療分と後期分については、世帯の所得金額に応じてかかる「所得割額」、世帯の被保険者数に応じてかかる「均等割額」、1世帯ごとにかかる「平等割額」の合計額が、介護分については、「所得割額」と「均等割額」の合計額が保険料となります。原則として、6月から翌年3月までの10回に分けて納付してください。

なお、災害などに遭われたことや、前年に比べて今年の収入が大きく減少する見込みであることなど、保険料の納付が困難となる特別な事情がある場合は保険課への申請により保険料が減免される場合があります。

令和3年度の国民健康保険料の減免申請については、原則として郵便で受付を行います。保険料の減免を希望する人は、**まずは必ず電話**で保険課まで相談してください。

保険料の計算(例)

設定条件

- ①国保加入人数 4人 (うち2人は40歳~64歳)
- ②令和2年中の国保世帯全員の所得金額 260万円

令和3年度 守口市国民健康保険 保険料率				
	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.62%	30,640円	31,870円	63万円
後期分	2.73%	9,478円	9,858円	19万円
介護分	2.47%	18,213円	0円	17万円

ステップ① 医療分、後期分、介護分の各々の年間保険料を計算します。

医療分保険料

$$\begin{aligned} \text{【所得割】} & (\text{令和2年中所得金額} - \text{基礎控除}) \times \text{料率} \\ & (2,600,000\text{円} - 430,000\text{円}) \times 8.62/100 = 187,054\text{円} \dots\dots\dots (\text{ア}) \\ & \text{1人当たり 均等割額} \\ \text{【被保険者均等割】} & 30,640\text{円} \times 4\text{人} = 122,560\text{円} \dots\dots\dots (\text{イ}) \\ \text{【世帯別平等割】} & \text{世帯単位で賦課される保険料額} = 31,870\text{円} \dots\dots\dots (\text{ウ}) \\ \text{医療分の年間保険料} & (\text{ア}) 187,054\text{円} + (\text{イ}) 122,560\text{円} + (\text{ウ}) 31,870\text{円} = 341,484\text{円} \dots\dots\dots (\text{エ}) \end{aligned}$$

後期分保険料

$$\begin{aligned} \text{【所得割】} & (\text{令和2年中所得金額} - \text{基礎控除}) \times \text{料率} \\ & (2,600,000\text{円} - 430,000\text{円}) \times 2.73/100 = 59,241\text{円} \dots\dots\dots (\text{オ}) \\ & \text{1人当たり 均等割額} \\ \text{【被保険者均等割】} & 9,478\text{円} \times 4\text{人} = 37,912\text{円} \dots\dots\dots (\text{カ}) \\ \text{【世帯別平等割】} & \text{世帯単位で賦課される保険料額} = 9,858\text{円} \dots\dots\dots (\text{キ}) \\ \text{後期分の年間保険料} & (\text{オ}) 59,241\text{円} + (\text{カ}) 37,912\text{円} + (\text{キ}) 9,858\text{円} = 107,011\text{円} \dots\dots\dots (\text{ク}) \end{aligned}$$

介護分保険料

$$\begin{aligned} \text{【所得割】} & (\text{令和2年中所得金額} - \text{基礎控除}) \times \text{料率} \\ & (2,600,000\text{円} - 430,000\text{円}) \times 2.47/100 = 53,599\text{円} \dots\dots\dots (\text{ケ}) \\ & \text{1人当たり 均等割額} \quad \text{40歳~64歳の人数} \\ \text{【被保険者均等割】} & 18,213\text{円} \times 2\text{人} = 36,426\text{円} \dots\dots\dots (\text{コ}) \\ \text{介護分の年間保険料} & (\text{ケ}) 53,599\text{円} + (\text{コ}) 36,426\text{円} = 90,025\text{円} \dots\dots\dots (\text{サ}) \end{aligned}$$

ステップ② 医療分、後期分、介護分の保険料を合算し、世帯の年間国民健康保険料を計算します。

年間国民健康保険料

医療分(エ)	341,484円	+	後期分(ク)	107,011円	+	介護分(サ)	90,025円	年間国民健康保険料	= 538,520円
--------	----------	---	--------	----------	---	--------	---------	-----------	-------------------

ステップ③ 実際に6月から来年3月までの各月の保険料を計算します。

各月の国民健康保険料

【6月分~3月分】 **53,852円**